

Ⅳ 新宿区労連の基本的運動課題の展開

1 すべての労働者を視野に入れた労働条件底上げと雇用確保の取り組み

新宿区労連は、すべての労働者を視野に入れた運動をととして日本における企業別労働組合運動の弱点を克服するという中長期的な戦略課題のもとで、労働条件底上げの取り組みを行っている。2009 年春闘においては経済危機下で雇用を守り、雇用を拡大することを第一義的な課題とした取り組みが行われてきた。そして労働条件の底上げの闘いを未組織労働者の組織化と組合員の拡大につなげることを追求している。

このような新宿区労連の春闘の取り組みは、以下に見るように従来の一般的な春闘の取り組みとは異なる特徴を持つが、その特徴は現在の情勢ともかみ合って、より明確になりつつある。新宿区労連の労働条件の改善、雇用確保など労働条件底上げの取り組みは「春闘」に限られるわけではない。しかし、加盟各組合は産業別組織の方針に沿って、春闘を労働条件改善の中心的闘争として取り組んでいる。そこで、ここでは 2009 年春闘の取り組みを中心に新宿区労連の労働条件底上げの取り組みについて見ていくことにする。

(1) 2009 年春闘方針

新宿区労連の 2009 年春闘方針は、次のスローガンを掲げている。

「すべての労働者を視野に入れた春闘で、労働条件の底上げをはかり、未組織労働者の組織化と貧困と格差をなくしていく春闘に！ 解雇・雇止めを止めさせ、雇用を守り雇用拡大をめざす春闘に！」

この方針の特徴は「労働組合のやるべき課題がこれほど明確になっている春闘はないことから、情勢については箇条書き程度に小さくまとめ、賃金等の労働条件改善方針については、産別方針と各加盟組合の方針に委ねたため省略し、地域労連として機能と役割を活かしたものを方針化しました。したがって、これまでの春闘方針案とちがってたいへんコンパクトにしています」(「新宿区労連 09 春闘&第 40 回幹事会報告」)というものであり、内容は以下のとおりである。

1) 「はじめに—09 春闘の位置付け」

まず、「2009 年の春闘ほど、労働組合のやるべき課題が一層明確になっている時はなく、労働組合の本領を発揮する場となって」とし、2008 年末からの「年越し派遣村」に象徴されるような、経済破綻による大量解雇という事態のもとで、「2009 年春闘での最大の課題は、派遣切りや解雇を許さず雇用を守り、雇用を拡大していくことを第一義的な課題」とする。

また、「すべての労働者を視野に入れた最低賃金の大幅引上げをはじめとした労働条件の底上げの闘いを、各職場を基本にナショナルセンター、産業別組織、地域組織が一体となつてとりくんでいき、未組織労働者の組織化、組合員の拡大へとつなげていく必要が」とあり、「今日の情勢は、まさに労働組合の出番の時であり、労働組合の本領を発揮する場」としてしている。

2) 「09 春闘での特徴的な情勢」

08 年末から景気の悪化にともなう雇用破壊が一層深刻の度を増しているとして、区労連、新宿一般での労働相談の急増と内容の深刻さが指摘される。同時に、自治体や国会でも問題が取り上げられるなど、「情勢は、厳しさと同時に闊えば新しい変化をつくりだせる状況となっています。すべての労働者を視野に入れた運動が各職場・産別・地域で実践していくなれば、情勢をさらに前へと進めていくことができるものと確信します」としている。

3)「2009 春闘の地域でのたたかいについて」

新宿区労連の春闘方針の課題について、以下のように、ローカルセンターとしての方針として明確化している。

「春闘での労働条件の改善の闘いについては、産業別組織の方針あるいは各組合の方針に基づいて実践してもらうこととし、ここでは新宿区労連という地域のローカルセンターとして今日の情勢を踏まえて何をなすべきか、ということを基本に地域における春闘での闘いの課題を示しています」。

さらに、検討すべき問題として賃金改善と雇用確保・格差是正の関係について、以下のように提起している。「多くの産業・職場でリストラ・解雇・雇い止めが吹き荒れ、貧困と格差が広がっている中で、春闘において賃金改善の原資があるならば雇用確保や格差是正にまわせ、ということについて検討する必要があります。いま労働組合にとって重要なことは、すべての労働者を視野に入れた運動を実践していくうえで、労働組合は誰のためにあるのかという問題提起が非常に重要であり、各職場レベルの執行委員会で検討していく必要があります」。

このように、地域のローカルセンターとして、すべての労働者を視野に入れた春闘をすすめる基本的な考え方が提起されたうえで、以下、6つの課題が提起される。

①「労働相談活動の特別態勢をしいていく」

解雇、雇い止め、賃金不払いなどが行われることが必至な状況のもとで、「労働相談態勢を産別組織はもちろんのこと地域組織としても対応できるようにしていくことが緊急に求められて」いるとして、「一定の労働組合活動の経験を持つ組合役員が、有給休暇を使って区労連事務所に詰めて労働相談に対応」することを提起している。また、「労働相談は未組織労働者を労働組合へ迎え入れていくことにもつながることから、あらゆる宣伝に区労連・新宿一般特製の『まちかど相談ノボリ』を携帯し、解雇や雇い止めにあった一人でも多くの労働者を救済していくために未組織労働者の組織化をすすめていけるようにしていきたい」としている。

②「自治体に対して雇用対策の要請をしいていく」

「新宿区に対して緊急の雇用対策として、住宅確保の支援、医療支援、区民サービスと雇用確保につながる新たな公共事業の展開（新宿版ニューディール政策）の実行を求めて」いく。また、国会決議の「雇用と住居など、国民生活の安定をはかる緊急決議」を地方自治体である新宿区に実行を求めること、「自治体が窓口となって、失業者の生活・雇用・住宅などの相談所の開設を」要請する。

③「政治の転換をめざす世論喚起の運動をすすめていく」

政治の転換を求めて、具体的には、「労働組合独自の課題として『解雇制限法』の制定・『派遣労働法』の改正や残業規制、労働時間の短縮を求めた制度政策を掲げて、宣伝・大衆行動を強め」る。また、土建や民商、新婦人、生活と健康を守る会などでつくる「皆の

新宿をつくる」取り組みに積極的に参加し、地域から政治転換の世論をつくりあげていく。さらに、労働戦線の垣根を超えた「東京西部3課題連絡会」に積極的に参加し、政治の転換を求めていく。

④「労働条件の底上げをめざす運動をおこなっていきます」

「労働条件の切下げにハドメをかけるために最低賃金の大幅引き上げを含めた労働条件の底上げをめざすたたかいが重要に」とし、日本の労働組合運動における賃金闘争は企業内の労使交渉が中心だったため、全体への影響がほとんどなかった、「そこで、すべての労働者が共通する労働条件に関する運動課題として、最低賃金の大幅引き上げや残業規制、残業割増率の引き上げなどを広範な労働者に訴えて、社会世論をつくり政治を動かしていくことが求められて」いる。その運動は、「圧倒的多くの未組織労働者から支持される運動であり、未組織労働者の組織化にも道を開く」とする。

⑤「働くルールの確立をめざす運動をおこなっていきます」

現在の日本では、働くルールが、とりわけ労働組合のない職場では確立していない。最低賃金違反、賃金・残業代・退職金の不払いなど。したがって、「働くルールの確立を目指す運動として重要なことは、労働組合のない職場をいかにしてなくしていくのか、つまりは未組織労働者の組織化ということが働くルールを確立していくうえで労働組合運動の基本的課題として重要で」とあると指摘している。

⑥「職場と社会において労使の力関係を変えていきます」

今日の貧困と格差が拡大した最大の要因が政治にあるとしつつ、「もう一つの要因として、労働組合運動の職場と地域における影響力が弱まってきていることを私たちは率直に認めなければなりません」とする。その原因として低い組織率と労働組合の組織形態が企業別であり労働協約の適用範囲が企業内に止まることを上げ、「職場と社会において労使の力関係を変えていく課題として、職場における組合員拡大と地域・産別での組織化の取組みが今日極めて重要になってきており、そうした課題を統一的に捉えて取組の強化をしていくことが求められ」としている。最後に、以下のようにまとめている。「人間らしく働ける職場と社会を実現させていくためには、すべての労働者を視野に入れた運動を各職場・地域・産別で展開し、一人でも多くの労働者を組合に結集させて、職場と社会において要求・課題での世論形成をはかっていくことが求められています」。

以上、具体的に見たように、6つの課題全体を通して、「すべての労働者を視野に入れた運動」、未組織労働者の組織化という視点が貫いており、貧困と格差が広がる現在の情勢の下で、「賃金引き上げ」ではなく、雇用の確保・拡大、労働条件の底上げが目指されている。このことは、次項で見るように、新宿区労連のこれまでの運動の中で獲得されてきた運動方針に基づくものであり、直接的には、2008年9月の第20回大会の方針によるものである。

4) 具体的な取組・運動について

最後に、2月段階から5月段階までのおもな取組・運動について提起されている。

宣伝活動、春闘討論集会、東京春闘共闘主催の行動、国鉄闘争シンポジウム、全労連などの中央総行動、みんなの新宿をつくる会の「世直し練り歩き宣伝行動」、東京春闘共闘西部ブロック主催のオルグ養成講座、など多彩な行動の提起が行われている。

（２）２００９年春闘の経過・結果

１）方針確立の経過

２００９年春闘方針は、新宿区労連第２０回大会の基本方針に基づき、常任幹事会による方針案の提起と春闘討論集会・幹事会を経て決定されたものである。

（１）新宿区労連第２０回大会（２００８年９月２７日）

０８年９月の新宿区労連第２０回大会における２００８年度基本方針及び重点課題の中から、２００９年春闘方針に関わる点を取り上げる。

①「すべての労働者を視野に入れた運動を追求していく」は、基本的な方針であり、春闘方針でもスローガンの最初に置かれ、全体を貫いている。

ここでは、「雇用形態が様変わりし非正規雇用が急増し未組織労働者が増える中で、正社員・組合員中心の運動だけでは全体の労働者からの孤立を招く恐れが」とあり、「既存の労働組合の要求実現をめざしていく闘いは困難を強いられていくことになります」と指摘している。そこから、「区労連の加盟組合をはじめ既存の労働組合は、自らの組合員と同様に劣悪な労働条件で働いている未組織労働者・非正規労働者の要求も汲んだ運動を展開していくことが求められています。既に区労連の加盟組合のなかでも先進的な教訓が生まれしており、職場の非正規雇用労働者を自らの組合に迎え入れ要求を汲んで、春闘や秋季年末闘争において処遇改善に務めています」とし、地域への宣伝をさらに強化し、「誰でも一人でも入れる新宿一般の宣伝と合わせて労働組合に加入することが労働条件改善につながることを意義を伝える宣伝をおこなっていくことが求められています」としている。また、新宿区に対して、「区内にはたらく労働者全体に影響を与えていくことができる区内での最低賃金条例や均等待遇条例、あるいは残業規制条例など、労働条件の底上げをめざす要請も引き続き行っていきます」としていた。

②「本格的な職場での組合員拡大と地域での未組織労働者の組織化をすすめていく」では、あらためて「何のために組織拡大を行うのか」と問題提起し、以下のような指摘を行っている。

「これまでの春闘や秋季年末闘争などの労働条件改善の取組で、組織人員が減って要求が前進したという例はほとんどありません。要求を前進させている組合の特徴は、企業業績の好調さや労使の力関係で労働組合の力が増したときです。区労連の加盟組合の組織実態を見ると、ユニオンショップ制の組合を除くと８５％もの組合が職場の過半数に届いていません。これを全国という範囲に広げて見ると労働組合の組織率は１８％程度となっており、８２％もの労働者は労働組合に組織されていません。そのなかで全労連の組織率は２％程度です。したがって、このような力関係の下では、労働者要求を改善させていくことは極めて困難と言わざるをえません」。

そして、なぜ組合員拡大や地域での未組織の組織化がすすまないのかという点について、「その大きな要因として挙げられるのは、これまで既存の労働組合が組織拡大の対象としてきた正社員が減ってきたことに加え、逆にパート・派遣・アルバイトといった非正規社員がそれに入れ替わるようなかたちで急増したことに対する対応ができていないのではないかと思います」と述べている。

「すべての労働者を対象にした組合員拡大は、組合規約の改正や産別・地域の個人加盟組合への加入など創意と工夫をこらしてすすめていく必要が」とあり、さらに、地域で

の未組織の組織化は誰が担うのかという問題を提起している。新宿区労連は、「新宿一般を結成するまでは地域の企業別労働組合の集まりであったということもあり、その範囲内での交流や国民的課題・争議支援などの地域共闘が中心で、地域の未組織労働者を視野に入れた運動についてほとんど行われたことがありませんでした。誰でも一人でも入れる個人加盟の新宿一般労組を2000年に結成して、はじめて地域の未組織労働者をはじめすべての労働者を視野に入れた運動の重要性を知るところとなりました。それぞれの加盟組合がその職場に働く労働者や組合員に対して責任を持つと同じように、区労連に結集する組合は、新宿区内で働いているすべての労働者を視野に入れた運動に進んで参加することが求められています」とし、宣伝活動への参加と地域産業組織との共同した未組織労働者の組織化を提起している。

③以上のように、「すべての労働者を視野に入れ」「労働条件の底上げをはかり」「未組織の組織化」を追求するという、2009年春闘の基本方向は、これまでの新宿区労連の運動の経験から導き出されている。

2007年度活動総括の部分も参照すれば以下のようなだろう。従来の春闘における中心課題であった賃上げは、現在の職場と社会における労使の力関係のもとでは、非常に困難となっており、「賃上げだけに固執した運動だけを展開していると、何の成果も得られない労働組合と」なる。そこで、実利・実益のためにも、その力関係を根源から変えていく取組が必要である。それは、未組織労働者の組織化であり、そのためにも、非正規労働者を含めたすべての労働者を視野に入れた運動をすすめるなければならないということである。したがって、春闘においても労働組合の活動力を賃金引き上げに集中させるのではなく、未組織労働者の組織化につながる労働条件の底上げの課題を掲げ、すべての労働者を視野に入れた運動をすすめるようという方向が出てくる。

このような方向は、2008年後半のリーマンショック以降の経済危機の急激な進行とそれに伴う雇用破壊の深刻化という事態とかみ合ったものとなっていく。その事態の経過のもとで2009年春闘方針が練り上げられることになる。

(2) 常任幹事会における春闘方針案の策定

第2回常任幹事会（2008年12月23日）では、秋季年末闘争の結果と春闘情勢と課題、区労連の春闘構想について検討された。そこでは「12月に入り大企業をはじめ中小企業においても景気の調整弁として派遣労働者をはじめ正社員までも労働者が解雇される事態となってきたことから、雇用問題が中心課題とならざるをえない」とした（「新宿区労連第3回常任幹事会報告」）。

第3回常任幹事会（2009年1月21日）では、区労連の地域春闘案の検討を行い、「区労連2009年春闘方針案」を決定し、また、新宿区に対する自治体要請案「緊急！雇用対策に関する要請書」を決定し、1月27日に新宿区役所に要請することを決定した。さらに、春闘期間中の具体的な取り組みについて確認した。

新宿区労連09春闘討論集会&第40回幹事会（2009年2月6日）は20職場から40人が参加して開かれ、春闘方針案の提案と11の職場から春闘での闘い方について発言があり、春闘方針が決定された（「新宿区労連09春闘討論集会&第40回幹事会報告」）。

2) 取り組みの経過

春闘方針に基づいて、地域宣伝、「おかえりなさい宣伝」、大企業門前宣伝、「世直し練り

歩き総行動&労働・生活相談行動」、街頭労働相談などの宣伝と労働相談活動、全労連や東京春闘共闘などが提起する行動への参加、春闘学習会・討論集会、労働講座など連日の取り組みが行われた（資料の「活動報告日誌」参照）。

春闘の具体的な取り組みについては、各常任幹事会で、各職場の要求と産別での統一要求や取り組み・回答状況、今後の展開についての交流が行われる。また、取り組みの具体的な課題が提起される。これらについては、具体的取り組みの結果報告とともに、「常任幹事会報告」で詳細に報告されている。

(1) 第6回常任幹事会

春闘の結果については、第6回常任幹事会（2009年5月14日）で中間結果と到達状況の報告を受けて、討議されている。

まず、回答状況については、東京春闘共闘の5月11日時点での集計が示され、「これまで長年にわたって闘われてきた春闘のなかで、最も厳しい結果」で、ベースアップだけとなると、ほとんどゼロ回答に近いと思うとし、あらためて賃上げ中心の春闘に対して疑問を提起し、「今年の春闘は、これまでの私たちの労働組合運動（日本の労働組合運動）について、真剣に振り返らざるを得ない、大きな問題が提起されているように思います」と述べている。

その上で、新宿区労連が取り組んだ09春闘の重点課題について、取組の結果を以下のようまとめている。

- ①自治体要請。新宿区に「緊急！雇用対策についての要請書」を提出し対策を求め、区は迅速に失業者や家を失った人に対して緊急の施策を実施した。
 - ②「まちかど労働相談」のノボリを制作し、宣伝行動に使用した。
 - ③「おかえりなさい宣伝」。区内に帰宅する労働者に対して、午後9時から行い、労働組合の存在を知らせる。
 - ④4月。解雇、雇い止めの増大を想定し、「地域宣伝」と「おかえりなさい宣伝」を2回ずつ行った。
 - ⑤「ボランティア労働相談員」を新宿一般としてはじめて設け、2～4月に労働相談体制を強化した。
 - ⑥「街頭労働相談と宣伝」。他団体とも共同して5回行い、職も住居も失った労働者の救済をおこなった。
 - ⑦「地域宣伝」の訴えの内容を「労働相談活動」を押し出したものに切り替えた。
- これらの行動について、以下のような評価を行っている。

「この間、おこなった、『地域宣伝』や『おかえりなさい宣伝』は、どの産業別組織でも、あるいは単組でもやったことのない活動であり、企業主義の克服をめざし、すべての労働者を視野に入れた区労連運動の実践として、たいへん教訓となるものです。しかも、こうした宣伝行動の考えは、長年にわたって既存の労働組合運動の経験しかしてこなかった労働者の考えではなく、最近新しく新宿一般の組合員に加入した青年労働者の発想であったことを記しておきたいと思います。新しい組合員を迎え入れることは、これまでの組合活動や運動を見直していくうえで、たいへん役立つことになるということです。組織というのは、多様な考えを持った集まりの方が、発展していくといわれますが、まさにその通りで、一つの概念のままでいたら、組織や運動が発展していくことはありません」。

(2) 新宿区労連第 21 回大会における総括 (2009 年 9 月 26 日)

新宿区労連の春闘の総括は、大会議案の「Ⅲ 2008 年度の活動と総括及び今後の課題」の中で、実質的に行われている。とくに、「1、すべての労働者を視野に入れた運動について」の中で、宣伝行動、労働相談、自治体要請についてふれている。

①「積極的に起こった地域・街頭での宣伝行動」

新宿区労連と新宿一般は、今年に入って、「地域宣伝」「おかえりなさい宣伝」を新たな宣伝活動として取り組んだ。「なんでも労働相談」ノボリや「A5 版ミニチラシ」など新たな宣伝資料も制作し、地域のすべての労働者を対象に、「新宿一般労組」を知らせる宣伝を行った。「地域宣伝」は、区内の住宅地を中心に、7 回、「おかえりなさい宣伝」は、午後 9 時から務め帰りの労働者を対象に、住宅街の最寄り駅で、8 回行った。

宣伝の効果は、例年の 3 倍以上という労働相談件数につながっている。

②「労働相談の急増に対する検討されなければならない問題」

すべての労働者を視野に入れた運動として積極的に宣伝行動に取り組む結果として労働相談が急増している。それにきちんと対処しなければならないが、そのためには、労働相談員を拡充すること、それを補償する財政的措置の確立が早急に検討を要する問題となっている。

また、労働相談活動が区労連や新宿一般の役員を中心とした活動にとどまり、職場からの積極的な参加が得られていないことが検討課題として挙げられている。

③「地域のすべての労働者を視野においた自治体要請と対応の変化」

区労連の小さな力量の中でも地域に働くすべての労働者に影響力を行使できる運動を検討する中で、自治体条例という方法を考えついた。最低時給を 1300 円とする条例や均等待遇条例、残業規制条例の制定などの要請について、新宿区は労働基準監督署のような監督権限を持ち合わせておらず要請にそえないということであった。しかし、2008 年末からの「年越し派遣村」が大きく取り上げられる中で行った「緊急！雇用対策に関する要請」に対して、新宿区は要請を真摯に受けとめ、要請から数日後に区としての緊急雇用対策（住宅・雇用対策）をまとめて広報で発表した。

④加盟各組合の春闘をはじめとする労働条件改善の取組については、「Ⅳ 各産業・職場報告」の中で触れられている。ここでは、「医療産別の取組（慶応労組四谷支部）」、「タクシー産業の現状（グリーンキャブ労働組合）」、「印刷・出版関連産業（光陽メディア労組）」、「統計関係職員労働組合連合会」、「日本学生支援機構労働組合」、「出版労連 C & S 労組」など 11 の産業・職場の報告が掲載されている。（V、参照）

その中で注目されるのは、日本光電工業労組の取組である（詳しくは、V の 4 参照）。当労組は、産業別組織には加盟していない独立労組である。日本光電工業の富岡工場では、連合傘下の第二組合があり、組合員資格が正社員に限られており、非正規労働者の待遇改善が放置されていた。そこで、アンケート調査を行ったところ、富岡工場の嘱託社員には、他では嘱託社員にも支給されている住宅・家族手当が支給されていないことが明らかになった。そこで、富岡工場の嘱託社員に組合加入を呼びかけ 14 名が加入し、春闘で家族・住宅手当の支給要求を掲げて闘った。日本光電工業労組として、春闘要求の中で最後はこの要求一本に絞って闘った。結局、要求は実現しなかったが、労使協議事項として継続することとなり、春闘後も協議がつづけられた。（その後、労使協議で合意に達することが出来

ず、労使協議は打ち切れ、日本光電労組はこの問題を団交に持ち込むことを大会で確認している。)

この日本光電工業労組の取組は、企業内の非正規労働者を組合に組織して、その要求を取り上げ、春闘でも最後までこの要求の実現を追求するという、他ではあまり例を見ない取り組みである。ここには、新宿区労連が取り組んできた、「すべての労働者を視野に入れた運動」の一つの到達点が示されているといえる。

(3) 新宿区労連と新宿一般の春闘における特徴的な取組みと検討すべき課題

新宿区労連は、地域における春闘の取組みをととして、地域のローカルセンターが果たすべき役割を具体化し実質的なものとするを意識的に追求している。すべての労働者を視野に入れた労働条件底上げの取り組みの到達点と課題についてまとめてみたい。

1) 「すべての労働者を視野に入れた運動」の具体化

新宿区労連の地域における春闘は、すべての労働者を視野に入れた運動をととして日本における企業別労働組合運動の弱点を克服するという中長期的な戦略的課題のもとに位置付けられている。それは、以下のように具体化されている。

① 宣伝、労働相談、未組織労働者の組織化

「地域の人に目に見え音に聞こえる宣伝」の重要性について、『第 20 回大会議案書』(2008.9.27) は、次のように述べている。「これまでの労働組合運動は、職場中心であったり、駅頭・街頭ないしは国会・霞が関などの人の集まるところでの運動がおこなわれてきています。これらの運動自身、大変重要な運動であることは、言うまでもありませんが、ただそれだけでいいのかという疑問を、先般の雨宮処凛さんのトークショーの集いを成功させるために行った地域へのチラシの全戸配布宣伝やハンドマイク宣伝を通して持ちました。／つまり、職場や街頭や国会周辺での労働組合運動の影響が、地域にはほとんど響いていないということです。区労連も新宿一般としても、結成以来、地域(住宅街)で労働組合加入の訴えやよびかけを行った経験がありません。ですから、新宿区労連や誰でも入れる新宿一般労組を名乗っていても、地域の圧倒的多くの人々には、まったく知らない存在となっていて関心がもたれることがありません」。

そこから、地域に居住している労働者や区民を対象にする「地域宣伝」を行うことが方針化され、さらに、駅頭で帰宅する労働者を対象にして午後 9 時ごろから行う「おかえりなさい宣伝」も方針化された。

その宣伝は、労働相談につながる。リーマンショック以降の経済危機のもとで、新宿区労連にも、前年の 3 倍以上の労働相談が寄せられた。その中での特徴は、相談者のほとんどが労働組合に加入していない労働者であった。そして「労働相談を通じて見えてくることは、労働組合のない職場の働くルールを無視した労働実態でした。また、解雇や雇い止めにいたる前に、労働組合に加入していれば解雇や雇い止めを阻止することができた相談もありました。我々の自身の反省としては、誰でも一人でも入れる労働組合の存在と役割をすべての労働者に知らせていく宣伝と態勢が不十分だということでした。今後は、企業や職場に組合がなくても加入することができる労働組合があることを、多くの労働者に知らせていく宣伝の工夫と態勢を強固にしていくことが求められています。」(『第 21 回大会議案書』)。

こうして、宣伝によって、新宿区労連や新宿一般の存在を知らせ、労働相談によって切実な問題を抱える労働者の受け皿となり、未組織に放置されてきた労働者を労働組合に組織化すること。このようにして、「すべての労働者を視野に入れた運動」が現実的な運動実態をともなって具体化されてきている。

②労働条件の底上げ—すべての労働者を視野に入れた運動のための要求課題

「すべての労働者を視野に入れた運動」の具体化は、要求内容についても進んでいる。2009 年春闘方針で提起されていた、「賃金改善の原資があるならば雇用確保や格差是正にまわせ」という検討課題、「労働組合は誰のためにあるのかという問題提起」であり、第 6 回常任幹事会の報告が提起している、賃金以外の、残業規制、労働時間短縮、最低賃金引き上げ、均等処遇実現、残業代割増率の引き上げ、真のワークシェアリング、社会保障拡充などの様々な労働条件の改善。「むしろ、このような闘争課題の方が多くの労働者からの共感を得られ、未組織労働者・非正規労働者も巻き込んで、大きな闘争へと発展していけるのではないか」という認識で、「労働条件の底上げをはかり、未組織労働者の組織化と貧困と格差をなくしていく春闘」「解雇・雇止めを止めさせ、雇用を守り雇用拡大をめざす春闘」というスローガンに示されている。

③自治体要請

「すべての労働者を視野に入れた運動」の具体化として、もう一つの柱となるのが、自治体＝新宿区への要請活動である。地域のローカルセンターとして、新宿区で働くすべての労働者に影響を及ぼす活動して、2008 年 4 月に新宿区に対して「貧困と格差是正に向けた要請書」を提出した際の経験に基づき、「年越し派遣村」が大きな問題となる中で、「緊急！雇用対策に関する要請」を新宿区に対して行った。これは、地域のローカルセンターとして、地域に働くすべての労働者を対象にした労働条件底上げのための新たな運動形態と言えよう。

2) 現状の力関係のもとでの、戦略的課題の具体的追求

新宿区労連の運動の特徴は、企業別労働組合の弱点を克服するという中長期的な戦略的課題を掲げつつ、そこに至る過程について、現状の力関係についてのリアルな判断に基づく、現実的な運動を追求していることにある。

それは、この春闘における賃金引き上げに対する対応にも明確に見ることができる。2007 年度活動総括では、次のように述べられていた。

「これまでの労働組合運動における実利・実益の最大の特徴は、賃金の引き上げでした。確かに賃上げは、労働組合加入の意義を見出すうえで重要です。しかし、今日の職場と社会における労使の力関係には、大きな隔たりがあり、財界・大企業のコスト削減攻撃（人件費削減）に抗した運動が、残念ながら私たちの労働組合運動ではつくり出せていません。ですから、賃上げだけに固執した運動だけを展開していると、何の成果も得られない労働組合となり、職場における組合員拡大はすすまないことになります。」

このような現状の力関係に対する判断から、要求課題を賃金引き上げに固執するのではなく、多様な労働条件の底上げの課題を追求するという方向が取られる。同時に、賃金引き上げ闘争だけに力を集中するのではなく、この力関係を根本的に変えていくことに力を注ぐことが提起される。それは、すべての労働者を視野に入れた運動をとおして、未組織労働者の組織化と企業別労働組合運動の弱点を克服するという中長期的戦略課題であるが、

それを現実の力関係の中で、具体的に追求していくことであり、1) で見たことである。

それとともに、そのような現実的な力関係を理解した上で、具体的に中長期的戦略課題を追求するためには、そのことを理解しうる能力が求められる。そこで、学習活動が重要となり、新宿区労連の取組みの中で、多くの学習の機会が提供されている。その学習による理解を身に付けた中心的活動家によって、新宿区労連の活動は支えられている。

3) 具体的な成果、到達点

新宿区労連の地域における春闘は、春闘期間に限らない通年的な取り組みとなっているが、この間の情勢の展開ともかみ合って、明確な姿を取り具体的な成果も生みだしつつある。新宿区労連の春闘の到達点として、以下のことを確認することができよう。

①地域に新宿区労連、新宿一般の活動を知らせる宣伝

新宿一般労組を中心に取り組まれている「地域宣伝」や「おかえりなさい宣伝」は、地域に居住する労働者や市民に、労働組合の存在とその活動を知らせる役割を具体的に果たしつつある。それは、この間の労働者をめぐる厳しい状況にも見合って、労働相談を3倍以上に増大させる成果をもたらした。

②労働相談の増大

新宿区労連に寄せられた労働相談の中身については、毎回の「常任幹事会報告」に詳しく紹介されている。この間の経済危機の下で労働者が直面する深刻な実態が具体的な事例として示され、「正規社員・非正規社員問わず会社経営の不振を理由に解雇や雇い止めが強行されて」いる実態が生々しく報告されている。

この労働相談を通して、新宿区労連と新宿一般労組が「すべての労働者を視野に入れた運動」の主体であることが実証されてきていると言える。問題は、労働相談員の拡充と、それを保障する財政的措置の確立ということであるが、新宿一般労組が第10回大会(2009年12月11日)で専従体制の確立を決定したことにより、新たな段階に達することが展望される。

③自治体への要請

「緊急！雇用対策に関する要請」に対して、新宿区は真摯に受けとめ、区としての緊急雇用対策をまとめて広報で発表した。大会報告では、「この件で実感したことは、区内で働く労働者の実態や実情を行政にリアルに伝え、自治体の役割と合致したものであれば労働に関する事項であっても施策が講じられるという確信を持つことができました」としている。地域のローカルセンターとしての役割の具体化が新たな姿で見出されたと言える。

④日本光電工業労組の取組みの意義

「年越し派遣村」が提起したことは、正規労働者と派遣労働者を含む非正規労働者の間の隔絶した労働条件の格差であった。新宿区労連が追求する、「すべての労働者を視野に入れた運動」にとって、企業内外の非正規労働者の処遇について、既存の労働組合がいかに役割を果たすことができるかは、肝心な点である。大会の「2009年度基本方針と重点課題」の中でも、「労働組合は社会的責任を果たしていく任務を持っている」という項目で、非正規労働者や未組織労働者の労働条件改善に取り組むことの必要性を提起している。

この点で、日本光電工業労組の取組みは、企業内の非正規労働者を労働組合に組織し、その労働条件の改善を春闘における主要課題として取り上げ、最後までその実現を追求したものである。要求の実現にまでは至らず、取組みは継続中であるが、新宿区労連に加盟

する組合が、非正規労働者を組織化して自らの組合の要求として取り組むに至ったことの意義は大きい。

4) 検討すべき課題

最後に、新宿区労連の春闘における取組みに関して、検討を要する点をあげておきたい。

①職場段階の取組み

ひとつは、新宿区労連の地域春闘方針が加盟組合の職場労働者にどのように受けとめられているか、という点である。2009 年春闘方針では、「春闘での労働条件の改善の闘いについては、産業別組織の方針あるいは各組合の方針に基づいて実践してもらうこととし」と述べていた。職場の一般の労働者には、新宿区労連の地域春闘の方針はどのように受けとめられているのであろうか。「2008 年度の活動の総括及び今後の課題」の中では、「産業別組織と比べ地域組織への結集や位置付けが各組合において弱い」という問題や「この間の各種取組みへの参加状況を見てみると、一部の組合を除いて職場からの一般組合員の参加がほとんど見受けられず、組合の代表派遣・幹部請負といった参加に止まっています」と指摘されていた。職場の一般組合員が抱える要求が、新宿区労連の方針とどのように交差しうるか、各加盟組合の取組みに即して検討していくことが必要であろう。

②産別組織との関係

上の点とも関連して、新宿区労連が提起する賃金引き上げ闘争に対する問題提起は、全労連加盟の産別組織の方針と必ずしも合致していない。第 6 回常任幹事会の報告では、「全労連・東京春闘共闘でも『雇用も賃上げも』ということで闘いましたが、その原資は大企業の内部留保でした。しかし、現実には全労連・東京春闘共闘に結集する組合の多くは中小労組であり、大企業の内部留保を取り崩し、雇用と賃上げに回すよう求めた闘いをしていかない限り、大変困難な課題です」と指摘する。大企業の内部留保をどう取り崩し賃上げにつなげるか具体的な筋道が示されず、大幅賃上げだけを春闘の獲得目標の中心に置くことへの疑問を提起している。

地域での春闘を闘う上で、区労連加盟組合の多くは産業別組織に加盟しており、産業別組織とローカルセンターが共通する方向性を持つことが運動の発展にとって不可欠なことである。これは、ナショナルセンターの指導的役割に関わることであるが、運動の発展のためには無視しえないことである。地域で働き、あるいは居住するすべての労働者を視野に活動するローカルセンターの問題提起を、ナショナルセンターと産業別組織は真剣に検討する必要があるだろう。

2 地域における労働組合組織間の協力、共同による共通課題の運動——「憲法・教育反動化・国鉄闘争支援西部連絡会」の活動

新宿区労連は、1989 年 11 月の結成大会で採択した運動方針で、運動の基調として「一致する要求で、区内のたたかう労働者・労働組合の総結集を目指し、区内の諸団体・諸階層との共同行動を重視する」ことを決定し、今日までこの路線を堅持し実践してきている。

新宿区内の地域的労働組合組織は、全労連傘下の新宿区労連の他に、総評時代の新宿地区労の解散後に、国鉄労働者の解雇撤回闘争の支援を契機に発足した地区労センターが、

国労、清掃、区職労、水道などの公務員関係労組を中心にして国鉄闘争など争議支援の活動に取り組み、また全労協の地域組織として全労協東京西部ブロックが存在して、同じく国労、清掃、水道の公務、公共関係労組が中心となつて国鉄闘争支援、組織化、労働相談活動を進めている。連合の下部組織で最大の組織員数を擁した連合新宿との間には、交流、共同の関係は存在していないが、連合自体、国労や建交労、動労千葉の国鉄闘争の要求、運動には、内部に批判的、敵対的な同一産業、企業関係の労働組合組織が加盟しているために「人道的見地からの協力」要請に対しても前向きの姿勢を表明していない。

▼憲法・教育基本法改悪反対！国鉄闘争勝利をめざす西部連絡会（略称：憲法・教育反動化・国鉄西部連絡会―「三課題連絡会」）結成経過

以下、全労連系組織と全労協系組織、新宿地区労センターは、今日、憲法改悪反対、教育の反動化反対、国鉄闘争勝利の三課題で共同行動を 2005 年以降、持続的に推進しているので、その共闘組織と活動状況について報告する。

新宿区労連と全労協東京西部ブロック、地区労センターは、ナショナルセンターなど上部組織は異なっているが、長期にわたって闘い続けられてきた国鉄の分割民営化による国鉄労働者 1047 名解雇反対闘争に対しては、それぞれこの勝利解決が日本の労働組合運動再生にとっての中心的課題という認識のもとに、その支援運動を進めてきていた。

新宿区では、国労の分割民営化反対闘争がマスコミやそれに煽られた世論（「ヤミ・カラ・ポカなど国労組合員は遊んでいる」など）の袋たたきに合っていたころ、「統一と共闘を進める新宿労組連絡会」は、これまでの区内の争議支援で中心的な役割を果たしてきた国労組合員への「恩返し」の意気込みで取り組むことになった。

育英労の柳沢淳委員長や国労中央支部の小島忠夫委員長らが中心になり、区内の弁護士、ジャーナリスト、労組連絡会の役員、組合員が協議して、幅広く呼び掛け 1982 年 7 月 8 日、『国鉄労働者とその家族を励ます集い』を四谷公会堂で 700 名を集めておこなった。マスコミもこれを報道し、この激励集会が全国的にも「国鉄分割・民営化」攻撃に対する反撃の狼煙となった。

この運動を発展、前進させるために、その後、関係者が連日、進展する情勢の分析とそれに対抗する運動の戦略、戦術の議論を重ねて各種の取り組みが行われていったが、そこで共通して確認されていた基本的な認識は、「国鉄分割・民営化」の本質が、抵抗する国鉄労働者に対する国家的労働行為であり、国鉄の借金をすべて国民に肩代わりさせるものである、また国鉄を公共交通から切り離し、利潤優先の民営企業化させるものということであった。

その後、政府や国鉄当局の各種の工作が進み、国鉄労働組合運動の内部的な分裂、再編が生じ、またわが国の全国的な労働戦線の再編が推進されるなかで、複雑な状況が広がっていくことになった。

2000 年以降の「四党合意」問題が登場して、とくに国労運動は内部的に大きく揺れ動くことになり、それが絡んで、もう一つの支援の中心であった全労連の内部でも国鉄闘争支援運動にまで、「四党合意」を厳しく批判する闘争団やその裁判闘争を闘う原告団の行動にさまざまなプレッシャーがかけられる状況が生じたのであった。

全労連傘下の新宿区労連は、この運動の先頭に立っていた育英労の柳沢委員長らがそれたに屈することなく精力的に運動を進めた。この「四党合意」反対の一点で共闘的關係を

発展させるという基本路線を堅持したのは、全労連運動でも全国単産では建交労鉄道本部（全動労）、東京労連傘下の新宿区労連など僅かの組織だけで、大多数の傘下組織は闘う闘争団とその運動を支持する国鉄闘争共闘会議との連帯、共同には批判、反対であった。

建交労鉄道本部（全動労）、東京労連傘下の新宿区労連が全労連運動のなかで、「四党合意」に反対し、解雇された闘争団の要求と裁判闘争支援の方向を明確にして共闘的關係の更なる構築へ取り組み、多くの労働団体や民主団体に働きかけ、とくに新宿区労連が三課題連絡会を発足させた意義は大きく、それはその後の「1047 名解雇撤回！首都圏連絡会」への流れを発展させ、首都東京における国鉄労働者解雇反対闘争を多面的に支えていったのである。

新宿区内の労働者、市民の有志が労働組合組織とは別に自主的に進めていた全動労争議団の闘いを支援していたが、1992 年 1 月 10 日に「全動労争議団を勝たせる新宿の会」の活動をスタートさせていたが、新宿区労連は、今日までその活動拠点として事務所の利用の便宜供与をしており、この会は、多くの会員を組織し（最盛期会員約 1000 人）、今日でも 600 人が参加し、一貫して物心両面で支援活動を続けているが、2009 年 12 月に第 16 回総会を開催し、納得できる解決まで活動することを確認していることも報告しておきたい。

そうしたなかで、2000 年以降、各支援運動の周辺から国労、全動労（建交労鉄道）、動労千葉の関係三労組毎の運動を大きく共同する運動へ発展させ、その力で早期の解決をめざすべきではないかという声が日々高まっていた。それは、発生以来、10 数年経過するも分割民営化の現実が進展するなか、国鉄労働組合運動の分裂、再編も進み、中心的な国労内部にも「四党合意」問題の評価をめぐって複雑な事態が生じて、その状況を何とかしなければならないという危機感も深まっていたからであった。早くから国鉄闘争支援のさまざまな運動が取り組まれていた新宿区内でも、こうした空気が広がり、労働組合運動の原則に基づいて国鉄闘争支援をはじめ当面する重要な一致する課題の実現をめざす共同行動の体制づくりの話し合いが、05 年秋には、国鉄の不当労働行為事件に初の東京地裁判決が予想されるという新しい段階に向かうという情勢のなかで行われて「三課題連絡会」の結成へと動いていった。

同時に、この時期、政治的には日本の支配層がアメリカの世界戦略に加担し、日本を戦争する国に仕立て上げるために憲法・教育基本法の改悪という国の基本原則にかかわる分野にまで攻撃を仕掛けてくるという極めて重要な情勢が進行し、これに対し「9 条の会」の会の発足に見られるように広範な国民各層のなかに反対する声が広がってきていた。しかしながら、労働組合運動のなかでは、そうした反対の声を束ね、共同の取り組みが残念ながら取り組まれていない状況であった。

2005 年 1 月 31 日、東京全労協西部ブロック金澤寿議長と全労連と中立組織による東京春闘共闘西部ブロック高見沢正次議長の二人が呼びかけ「憲法・教育基本法改悪反対！国鉄闘争勝利をめざす 1・31 西部共同相談会」が開催され、呼びかけ人が①憲法改悪反対、②教育基本法改悪反対、③国鉄闘争の勝利の三課題をナショナルセンターの違いを超えて一致できる課題だとして、課題達成に向けて共同をはかっていきたいと提起し、それぞれの組織に持ち帰って検討をし、全体の合意をはかっていくことを申し合わせた（相談会の出席者は 8 労働組合組織代表と 2 国労闘争団代表）。

第2回相談会は(2月17日)、「憲法・教育基本法改悪反対!国鉄闘争勝利をめざす1・31西部連絡会(仮称)準備会」として開催され、10労働組合組織代表、3国労闘争団と全動労争議団代表などが出席した。

会は、正式名称を憲法・教育基本法改悪反対!国鉄闘争勝利をめざす西部連絡会(略称:憲法・教育・国鉄西部連絡会 俗称:三課題西部連絡会)と前回提案の活動の基本姿勢(申し合わせ内容)、よびかけ団体、財政、西部連絡会結成集会の日程(3月23日)、集会内容、体制構想、事務局連絡先などを確認した。

そして、間もなく以下の呼びかけ団体から「憲法・教育基本法改悪反対!国鉄闘争勝利をめざす西部連絡会結成にむけたお願い」が各労働団体に発せられた。

呼びかけ団体一西部全労協(東京清掃労組、東水労、西税支部、国労中央支部、全国一般西部、都学校ユニオン)、東京春闘共闘西部ブロック(新宿区労連、渋谷区労連、中野区労連、杉並区労連、世田谷区労連)、西部マスコミ(全印総連西部地協、出版労連西部地協)、渋谷区職労、杉並区職労、世田谷区職労、東京土建新宿支部、世田谷地区労、新宿地区労センター、都高教第2支部、都高教第3支部。

呼びかけは、「いまの小泉内閣の政治姿勢は、アメリカのためになること、財界人のためになることなら何でもやる、そしてそのための犠牲はすべて労働者・国民に押し付ける内容になっている。こうしたなかで憲法・教育基本法の改悪が具体的日程に上がってきている」として、その状況を指摘しながら、「こうした状況に至った要因の一つに、国鉄分割民営化があげられます。それは、その狙いの第一が膨大な国民の共有財産である国鉄用地を民間に払い下げ、民間の力によって経済を活性化させようとした新自由主義経済の確立にありました。第二に支配層が戦争できる新しい日本国憲法につくりかえるために、護憲勢力の中心をなしていた総評・国労を潰し、日本の労働組合運動全体を右傾化させようとしてきたことです。私達は、このように国の基本原則を変えようとしている重大な時に、ナショナルセンターの違いやこれまでの主義主張の違いを乗り越えて、憲法・教育基本法の改悪を阻止し、国鉄闘争に勝利していくという一致点で共同していくことを申し合わせました」と、東京西部で働く広範な仲間にも広く、連絡会結成集会への参加を呼びかけたのである。

3月23日の結成集会には、激しい雨の中75団体名217名が参加し、呼びかけ団体を代表して全労協東京西部ブロックの金澤寿議長が挨拶、立正大学金子勝教授が「いまなぜ憲法・教育基本法・国鉄闘争なのか」というテーマで記念講演を行い、結成までの経過報告、財政、体制などの提案、各団体からの訴えと決意表明―「日の丸」「君が代」の強制との闘い(都高教)、国鉄分割民営化20年と国鉄闘争の現状(国労中央支部)、憲法・教育基本法の改悪策動と教科書問題(明治書院労組)、激励に参加した新社会党、社会民主党、日本共産党の区議会議員の紹介、結成後の最初の取組みとして「4・19デモ」が提起され、それを了承して集会アピールを全体の拍手で確認し、閉会の挨拶と「団結頑張ろう」の音頭を東京西部春闘共闘の高見沢正次議長が行って閉会した。集会当日のカンパは82,107円であった。

▼三課題共闘の最近の取組み―運動課題の追加と変更

この三課題連絡会は、結成以降今日まで四年半、欠かさず毎月一回幹事会を開催し、三課題に関する情勢と運動状況を討議し、国鉄共闘会議や各争議団・原告団と組合組織の裁

判闘争や、抗議行動、全国的規模での大集会などには動員体制を強めて、その集会や行動の成功を支えてきている。また西部地域での必要な独自の取組みも企画、決定して宣伝行動、集会開催、大衆行動への動員なども取り組んでいる。新宿区労連は、屋代事務局長を常任幹事として派遣し、この運動の発展のために積極的に発言し、行動した。

こうした過程で、同じような共闘組織が東京の他の東、南、北、中部それに三多摩にも結成され、それらの連絡共闘組織として「国鉄労働者 1047 名解雇撤回を求める首都圏連絡会」が 2006 年 7 月 14 日に結成された。

以降、この連絡会との関係を探りつつ運動を進め、全国的な運動の進め方などについて、後でふれる今日の国鉄闘争推進の中心的センターとなっている「四者四団体」に問題提起も行い、首都東京における国鉄闘争の推進と政治解決を求める運動支援の基盤強化を担う自覚のもとに運動を組織している。

なお、三課題連絡会は、憲法、教育基本法、国鉄闘争の原点的課題を基本に教育基本法の改正が一段落した段階以降、それに代わって登場してきた労働運動、社会運動にとっての「貧困と格差の問題」「奨学金制度の改悪に反対する課題」「派遣法の抜本的改正の問題」という新たな課題を加えて、それらに取り組む運動との連帯、共同のもとに、デモや集会の共同行動を進めてきている。

最近の三課題連絡会は、毎月定期的に西部全労協と西部春闘共闘会議（新宿区労連参加組織）で会議を開き、国鉄闘争をはじめ情勢などの基本認識の一致を図って運動の発展に努めているが、2008 年 11 月に北部春闘共闘会議と北部全労協、西部春闘共闘会議と西部全労協の四者が、豊島公会堂で「貧困と格差是正」をテーマにした共同集会（400 名）を行い、これは都段階での労働戦線の垣根を超えた共同を創りだすうえで一石を投じたものとして注目を集めるものとなった。2009 年 6 月にも三課題連絡会は「渋谷繁華街デモ」を実施し、少人数のデモであったが、国鉄闘争解決要求とともに青年の関心の高い今日の課題を取り上げた「人間らしく生きよう」のシュプレヒコールに沿道の青年から共感の声が寄せられていたという。

新宿区労連の第 21 回定期大会は、こうした三課題共闘の積み重ねの経験から「互いに信頼関係が深まり、旗開きや定期大会、さまざまな催しについても交流がはかれるようになってきた」とし、こうした「共同は、地域的なものに留まることなく、産業別においても都段階、中央段階においても追求していく課題にしていかなければならない」と提起している。適切な実践的意義をもつものである。

三課題連絡会は、2009 年 10 月 28 日に「新しい政治状況の下で、国鉄闘争の展望を語る西部集会」（130 名参加）が開かれ、国労本部書記長が国鉄闘争の現状を、建交労代表は、「新政権の誕生で、政策決定・政治決定の仕組みが大本から変わり、主戦場は政府と国会になった。解決局面の主役は 1047 名当事者と家族だということを心に留め置く必要がある」と語った。

その後 11 月 16 日、三課題連絡会の第 52 回幹事会が開かれ、新しい情勢下で、改めてこれまでの闘い方を検討し、解決に向け全体が理解、納得が得られる戦略・戦術について意思統一していくことが必要ということを意思統一している。

三課題連絡会は、12 月 15 日の第 53 回幹事会は、11 月 26 日の「JR 不採用問題の解決に向けた 11・26 集会」の状況とその後の四者四団体の関係省庁への申し入れ活動、支援

運動の現状などから、今後の運動について「国鉄闘争の現状は、多くの労働者、国民には理解されていない、このままいくとジリ貧となる危険性さえ感じられる」という認識をもって改めて「国鉄闘争の闘いの戦略について、再度確認し、当該・支援者とで意思統一が必要」と問題を提起した。

新政権の下での今後の政治解決をめぐる動向が注目される情勢となっている。

ここで、三課題連絡会活動の立ち上げに尽力された東京全労協西部ブロック議長の金澤寿氏について、簡単に紹介しておきたい。

金沢氏は、長年に亘って東京清掃労組新宿支部の委員長や東京清掃労組本部副委員長を務め、09 年秋に全労協副議長に就任された組合運動のベテラン幹部の一人である。彼は、大学卒業後、社会主義青年同盟員として社会党新宿支部で、国労担当として 1970 年代初頭のマル生反対闘争など国労運動と関係、その後東京都清掃局東を受験して採用となり、一年もたたない内に本部青年部のメンバーにさせられて活動がスタートし、青年部を再建。その後、都職労青年部副部長となり、激しい内部の党派的対立に巻き込まれ、反幹部闘争も経験したが、職場から労働組合を変えていくという立場で、以後今日まで「団結、統一こそが労働者の権利を守る」という信念のもとに労働組合活動を続けてきている。

東京清掃労組は、当初から国鉄の分割民営化に対する国労の闘いに対しては、都職労清掃支部として支援、連帯の闘いを積極的に取り組んでおり、星野委員長は、長年、国鉄共闘会議の副議長を務めてこられたが、この基本的姿勢は少しも変わっていない。

▼国鉄労働者 1047 名解雇反対闘争（JR 採用差別事件）の現段階

三課題のなかでも労働組合運動の直接的課題である国鉄闘争の凡その歴史的な経過と現段階の特徴を以下に記しておく。

国鉄の分割民営化と国鉄労働者の採用差別事件の起源は、1980 年 7 月から 82 年 11 月の鈴木善幸内閣にさかのぼるが、その後継の中曽根内閣の発足以降拍車がかかり、国鉄がそれに反対するなか、自民党が 1986 年夏の衆参同時選挙で大勝した力で「87 年 4 月に JR を発足させる国鉄改革 8 法」を成立させ（87 年 11 月 28 日）、それに基づき、国鉄が翌 88 年 2 月 16 日に継承法人 JR への職員の振り分け作業で国労、全動労、動労千葉などの組合員を狙い撃ちした大量の採用差別を公然と強行し、最終的に 1047 名を解雇した事件である。

国鉄内に存在していた複数の労働組合組織の内、最大の国労と少数組織の全動労、動労千葉は、以来今日まで基本的に反対を明確にし、さまざまな国民諸階層の支持を拓ける運動を展開し、それを背景に労働委員会闘争、裁判闘争を展開して不十分とはいえ、その違法性＝不当労働行為性を認めさせ、それを根拠にさらなる裁判闘争とともに当事者の納得できる政府の責任による一日も早い「政治解決」を求めて運動を継続している。

この採用差別事件は、1988 年以降の地労委闘争では順次救済命令を獲得し、中労委でも JR に対する救済命令が出されたが、JR が東京地裁に提訴した命令取り消しを求めた行政訴訟では（1998 年 5 月）、裁判所は中労委命令を取り消す不当判決で、JR を免責した。これに対して中労委は東京高裁に控訴、しかし控訴審も棄却判決、中労委と国労、全動労は、最高裁に上告した。

国労、全動労は、その一方で 1998 年 8 月から 12 月にかけて ILO の結社の自由委員会に提訴していたが、1999 年 11 月の ILO 第 276 理事会は日本政府へ「公正な補償、満足

のいく解決、ＪＲの組合側との交渉」を求める第一次勧告を出した。これに基づく解決への期待は高まった。

そして、2000年5月、自民・公明・保守の与党三党と社民党が「四党合意」（不採用問題の速やかな解決を確認、ＪＲ責任なし）を提示。

これを中心的な国労が「一票投票」で受け入れ（55.1%の賛成）を決め、ＩＬＯも第二次勧告で受け入れを求めるなかで、国鉄労働組合運動と採用差別反対闘争支援運動の内部で複雑な意見の相違と分裂的状况が生まれ、広がっていった。2001年1月、四党合意受け入れ方針に反対する被組合員有志（296人）が「闘う闘争団」を結成、2002年1月、旧国鉄＝鉄道建設公団を相手に身分保全と未払い賃金の支払いを求める訴訟を提起し、4月にその取り組みを中心に全国的に支援する「1047名の不当解雇撤回・国鉄闘争に勝利する共闘会議」（国鉄共闘会議）が発足したのである。

国鉄共闘会議と鉄建公団訴訟原告団もＩＬＯ結社の自由委員会に提訴し、これで、動労千葉を除く全関係組織の解雇事件がＩＬＯに係属することになった。しかし、1999年以降、今日までＩＬＯは、長期にわたる争議解決を9回も日本政府に勧告しているが、一度として解決姿勢を示していない。

2003年12月に、最高裁は、中労委と国労、全動労の採用差別事件の上告申し立てを多数決（3対2）で棄却した。国労と全動労は、これに抗議声明を出したが、ＪＲ会社に地位確認を司法的に求める道は閉ざされることになった。

こうした過程で、「四党合意」問題への対応、国鉄共闘会議と動労千葉労組の二つの運動組織に対する対応、共闘の在り方などをめぐって、国労と全労協、中央支援共闘との間、また全動労（建交労鉄道本部）と全労連、全動労を勝たせる会との間で、意見、評価の違いから対立的な状況が広がり、「団結・共同」を困難にする好ましからざる事態が生まれていた。

2004年に入って、この事態を憂えた学者、文化人、ジャーナリスト達が「一日も早い納得のいく解決」の一点での「大同団結」訴える学者、研究者、法律家、文化人、ジャーナリストらのアピール運動が推進され、それに対する支持が各方面に広がっていくことになった。そして当事者組合内部でも不正常的な事態を解消し、共同を追求する方針への転換させる努力が進められた。また当然関係支援組織の姿勢も変化、発展していったのである。

こうして、4月13日の国鉄闘争支援大集会（3,500人、国労、建交労、動労千葉が同席）、8月23日、国鉄闘争での国労と建交労の初の共同集会の開催（1,300人、11月26日の第二回集会は26,000人参加）、このような流れのなかで、11月30日に未提訴の国労闘争団が提訴し、続いて12月24日に千葉争議団、27日には全動労争議団も鉄建公団訴訟に踏み切り、これで解雇者全員が裁判闘争を同時に闘う体制が確立されることになったのである。

このような運動の進展のなかで、2005年7月15日には、再び学者、研究者、文化人、ジャーナリスト、法律家の呼びかけによる「国鉄労働者 1047名の解雇撤回！原告団、闘争団、争議団を励ます集会」が開かれ、それまで最大の5,800人が参加した。

その2ヶ月後、東京地裁（難波孝一裁判長）は、9月15日、2002年1月の「闘う闘争団」が提訴した鉄建公団訴訟に対して、国鉄の採用差別の不当労働行為を認定しつつ事業団の解雇を有効とし、採用期待権に対する損害のみを認めて、1人500万円等の支払いを命ずる判決を下した。

基本的には解雇容認の不当判決であったが、初の不当労働行為認定の司法判断であったところから、この判決を契機にこれまでの三労組分散の運動を共同の方向へ急速に一層整備、強化されていくことになった。

共同の運動体として、動労千葉争議団を含む「1047 名連絡会」が結成されたが、これは「解雇撤回」問題の位置づけ方の意見の相違から、動労千葉が独自の道を歩むことになったため、四争議団（原告）と国労、中央支援共闘、国鉄共闘会議、建交労鉄道本部の四団体で「四者四団体」の新たな共同行動組織が立ち上げられ、この体制は今日においても堅持されており、ここでの合意を基礎に諸行動が推進されている。

その後、これを土台に、中央、地方、地域における諸行動、裁判闘争の協力共同、政府・鉄道運輸機構への要求、抗議、政党対策、労働組合組織への協力、支援要請、駅頭、街頭での宣伝行動、署名活動、大衆集会を適時組織化して今日まで持続的に展開してきている。

こうしたなかで、国労や全動労が中央、地方で国鉄闘争の早期解決を求めて多くの労働組合や社会的諸団体の協力を得て自治体に働きかけ、全国 825 自治体が賛同し（2009 年 10 月 13 日現在）、1,219 本の解決決議を政府に提出した。

2006 年 2 月 16 日に J R 不採用問題での労働組合、闘争団など 5 団体の初の共同集会が開催され、2,500 人が参加、6 月 16 日には四者四団体主催の 3000 人集会、2007 年 2 月 16 日の同じく四者四団体主催の採用差別 20 周年集会が開催され、1300 人が参加した。続く 3 月 30 日の四者四団体の国鉄改革 20 年、解雇争議を求める中央集会には 110 団体、2,600 人が参加した。

そして 2008 年 3 月 27 日、四者四団体主催の院内集会、10 月 24 日には、J R 採用差別問題の解決要求をめざす中央集会（1 万 2 千人が参加）が開催され、全労連議長がはじめて挨拶した。

以上のような経過のなかで、政治解決の促進と実現のために民主党四議員に特別の努力を要請することになり、四者四団体の複数代表による取組みの過程にある。

四者四団体は、この頃、「政治解決」での原告の求めるものとして、「雇用」は、J R 会社及び関連会社、公的部門、事業体支援であり、「年金」は、1990 年からの制度上の回復、実損回復、「解決金」は、損害金、慰藉料の支払いである

以上のような流れのなかで国労第二次訴訟と全動労訴訟の東京地裁の判決が出され（2008 年 1 月）、全動労判決（佐村裁判長）も難波判決と同様に解雇を有効とし、500 万円の慰謝料の支払いを命ずるもので、前者（中西茂裁判長、2008 年 3 月）は、旧国鉄が主張した「時効論」を採用して原告の請求を却下した。

原告、被告双方が控訴した鉄建公団訴訟控訴審（南裁判長）は、国鉄末期の労務政策の責任者葛西敬之職員局次長（現 J R 東海会長）の証人尋問を行うなど国労、全動労組合員に対する差別の全体像に迫ったが、2009 年 3 月 25 日、東京地裁難波判決を踏襲する形の判決を発した。その一方で、南裁判長は、判決後に異例のコメントを付け加え「この判決を機に 1047 名問題の早期に解決されることを望みます」と発言した。

南裁判長は、2008 年 7 月に「裁判外での和解」を勧告したことがあり、当時の冬柴国土交通大臣は「誠心誠意努力する」と発言し、後継の金子国土交通大臣にも「解決に向けて当事者間の話し合い」の精神、姿勢は引き継がれた。

こうした流れの一方で、政府の責任による「政治解決」を追求する基本的立場から鉄道

運輸機構や国土交通省への抗議、要求の交渉、国会議員や政党への協力、努力の大衆行動、大衆集会を繰り返し、さらには最大与党の民主党の関係四議員への具体的解決条件等も提示して特別の依頼もおこなった。

こうしたなかで、09年2月16日に各政党代表の決意表明集会を開催したりした。

こうした努力に関わらず、事態は打開されずに推移するなかで、8月の総選挙で自公政権が打倒され、民主党を中心とする連立政権が誕生（共産党は「建設的野党」の立場）し、大きく情勢が進展し、当事者の納得のいく政府の責任による解決の現実的可能性が大きく切り開いていくものとして期待が高まっていた。

11月26日の集会「JR不採用問題の解決に向けた11・26集会」が開催され、民主党、社民党、国民新党、日本共産党、公明党（自民党欠席）が以前より踏み込んだ解決責任を明らかにした展望を語り、解決促進への道筋が明確にされる段階に入ったといえる状況にある。

この屋内集会には、会場内に入れなかった数を含めて約600名が参加し、各党代表の報告、決意を受けて、最後に鉄道運輸機構がJR不採用問題の解決交渉テーブルを設置するよう国土交通省の指導を求める「JR不採用問題の早期解決を求める要請決議」を採択した。

四者四団体と4弁護士は、2009年12月11日に鉄道・運輸機構に対して政治解決をはかるという明確な態度表明とその趣意の国交省への要請、話し合いのテーブルの設置と当事者間の協議開始を申し入れているが、機構側は「現時点では裁判中でもあり、話し合いの場を設ける考えはない」と回答。続いて四者四団体は、12月15日に国土交通省に、監督官庁として政治解決への態度表明と鉄道・運輸機構に対して関係当事者間の協議開始の指導を行うよう申し入れているが、これに対して「司法の場で係争中であり、当事者の判断であると考え」と対応し、明確に態度表明をしていない。

その後、12月下旬に民主党、社民党、国民新党の与党三党代表が鉄道運輸機構に当事者との間で、雇用・年金・解決金の三つの要求問題で協議の場を設け、話し合うことを裁判所に伝達すべきとする要請を行ったことが判明した。2010年に入り、1月13日のNHKがニュースで与党三党と政府担当者が会談し、3月までに解決をめざす方針を決めたと報道、さらに19日の毎日新聞は、この問題について前原国交相が「長年解決していない問題だ。闘ってこられた方も高齢となり、亡くなった方もいる。一日も早い解決が望ましいとは考えている」と述べ、「何らかの要請、要望があれば対処したい」と話したことを伝えた。このように解決への新しい動きが生まれている現状となっている。

民主党政権の誕生後の政治解決に向けた具体的動きは、四者四団体の統一した対応のもとでの諸行動、支援団体の集会、決議、政党、国会議員要請、請願、署名運動などさまざまな取り組みの成果といえよう。

東京各地域における国鉄闘争支援組織の連絡会である「首都圏連絡会」は、この政治解決への動向を確実なものにし、一日も早い納得のいく解決をめざして、1月23日、JR品川駅港南口で宣伝行動を行い、これに新宿区労連も構成組織となっている「国鉄西部連絡会」もその行動の一翼をになって参加した。

3 社会的、政治的運動団体及び住民との協力、共同による政策制度要求と国民的課題の運動

政策制度要求と国民的課題の取り組みは、地域ローカルセンターの中心的な役割の一つである。新宿区労連は、この二つにどのように取り組んできたのか。とりわけ労働者独自の政策制度要求実現にむけてどう取り組んできたのか。以下、これまでの取り組みの過程も振り返りつつ、現段階の状況をみることにしたい。

(1) 区労連結成後の政策制度要求・国民的課題での 1990 年代の取り組み

1) 国民的課題の取り組み

①統一と共闘をすすめる新宿労組連からの継承

区労連は、国民的課題の取り組みにおいて、80 年代の統一と共闘をすすめる新宿労組連絡会の運動を積極的に継承している。労組連絡会は 80 年代に、区長選挙で、社共革新統一を実現させ、地域の政治共闘の要の位置にあった。80 年代に政治的焦点にもなった国鉄分割民営化に反対し、積極的な国労支援活動を展開し、潮流を越えた連帯も組織している。こうした運動の伝統は、基本的に区労連結成以後、継承されていっている。

②平和と民主主義の課題の取り組み

区労連は結成以来、平和と民主主義の課題に積極的に取り組んできた。この点は、争議支援と自治体首長選挙闘争を軸としていた労組連絡会時代との大きな違いである。日本の軍事大国化が進んだ 90 年代の時代状況を反映し、小選挙区制反対、湾岸戦争反対、PKO 法案反対運動が展開されている。小選挙区制・政党法に反対する新宿連絡会議では、その中心的担い手として活動を展開した（91 年 3 回大会議案書）。

▼「平和と民主主義を推し進める新宿連絡会」結成と活動

平和と民主主義の運動において注目されるのは、1992 年 4 月に「平和と民主主義を推し進める新宿連絡会」（以下、平民連と略記）が結成されたことである。参加団体は、東京法律事務所、都民中央法律事務所、新宿平和委員会、日中友好協会新宿支部、新宿原水協、新婦人新宿支部、新宿民商、東京土建新宿支部、区労連である。区内においての平和と民主主義の課題での共闘組織である。区労連における平和と民主主義運動は、平民連の中心団体の一つとして活動するなかで実践されてきた側面がある。結成にあたっては、区労連と法律事務所のイニシアティブが大きく、その後の運営についても両団体を中心となった。

その背景には法律事務所と区労連との密接な関係がある。平和と民主主義運動においては、人権問題の専門家集団である法律事務所の役割が大きい。新宿には、平和と民主主義運動に熱心な二つの法律事務所（東京法律事務所、都民中央法律事務所）が存在する点で、特徴的である。区労連にとって弁護士集団との関係は、労組連絡会時代の争議支援活動（国労支援も含む）以来、緊密であり、両者の関係は 90 年代以降、平和と民主主義をめざす共同関係にまで発展していった。こうした区内の新たな持続的共闘組織が形成されたことも、区労連結成の成果の一つといえよう。

平民連は、例えば 94 年の小選挙区制反対運動のなかで、駅頭宣伝をはじめとする宣伝行動、地域デモ・集会などの様々な取り組み、区内各地域段階での連絡会組織づくり、国会議員要請行動などの実働部隊として活動した（94 年 6 回大会議案書）。

③重税反対統一行動、消費税反対闘争

中小業者への支援活動も、区労連の国民的課題の取り組みの特徴である。新宿民商などが例年3.13重税反対統一行動を行っているが、区労連は、国民春闘を闘う立場からこうした業者を中心とした運動にも積極的な支援を行ってきた（92年4回大会議案書）。その運動を契機として、中小企業者との連携が深まっている。国民生活の面では、消費税反対闘争に区労連は取り組んできた。消費税に反対する新宿各界連絡会や土建新宿支部と共闘している。こうした国民的課題の取り組みは、今日まで継続している。

④多様な社会運動への参加、支援

この時期、多様な社会運動に取り組んでいるのも区労連の国民的課題の取り組みの特徴である。コメ輸入自由化反対運動では、東京労連呼びかけで、「私の田んぼ」運動（94年6回大会議案書、95年7回大会議案書）が行われた。この問題で区労連女性センターは94年4月に全国農民連の谷ロー夫事務局長を迎え『どうなる私達の食文化？コメ問題学習会』を開催している。また、水俣病の全面解決をめざす取り組みでは、1988年の水俣病新宿・渋谷連絡会が結成後、原告患者への激励、チッソ・環境庁への要請行動、現地調査への参加と宣伝行動などに取り組み、運動の一翼を担ってきた。この運動では、新宿の印刷労働組合が活発に支援運動を展開した（93年第5回、94年第6回大会議案書）。96年、全面解決（96年8回大会議案書）している。じん肺問題では細倉じん肺の加害企業である熊谷組が新宿にあるということで、じん肺闘争支援新宿連絡会を結成され、区労連も支援している。臨海開発問題でも、反対運動の中軸となっている区労連傘下の都庁職労組の呼びかけに応え、支援共同行動を展開した。

産別が十分に位置づけきらない職業病闘争、開発問題などの課題が、地域の組合活動家から区労連に持ち込まれ、それを区労連が位置づけ支援する関係が存在した。

⑤国民的課題での対自治体交渉

90年代、国民的課題に関して、諸階層と共同で対自治体交渉が行われている。90年には、地価高騰し、都内で流出人口が一番多いことが背景となり、低家賃の公共住宅大量建設要求、世帯形成世代への家賃補助要求（1990年第2回大会議案書）を区に突きつけた。1995年3月には「新宿区に対する緊急不況対策措置に関する重点要求書」を新宿民商、東京土建新宿支部、新宿春闘共闘の3者で申し入れた。不況対策、震災対策での対区交渉が行われた（1995年7回大会議案書）。この要求に対して区長は「不況問題も震災問題も自立自助が必要」と述べ、行政の役割、責任を完全に放棄した発言を行っている。中小業者運動、土建との共同で対自治体交渉が行われている点が特徴的である。こうした諸団体と共同の自治体交渉は、現在まで継続している。

⑥住民との共闘組織——「21世紀新生新宿みんなの会」

97年、住民共闘組織である「21世紀新生新宿みんなの会」が発足した。構成団体は、東京土建新宿支部、新宿民主商工会、新日本婦人の会新宿支部、日本共産党新宿地区委員会、新宿社会保障推進協議会、区労連の6団体であった。土建新宿支部がはじめて、住民共闘組織に加わった点が注目される。こうした共闘の中心に区労連が位置している。世田谷区、文京区、大田区などと比較すると、これらの地域では、ローカルセンターに結集している自治体労働者が住民共闘のなかで重要な役割を果たしたのに対し、新宿では自治体労働者の役割は発揮されず、民間労組中心の区労連が共闘の要になっていた。

⑦区長選挙の取り組み

新宿区労連を結成して以降、区長選挙の取り組みにも変化があった。91年区長選挙を契機に、80年代に継続された社共共闘が崩れる。地区労主流派との関係は、ここで一度途絶えた。そのなかで、区労連の区長選挙についての取り組みは、以前と変わらず革新候補の擁立をはじめ選挙運動全般を中心的に担ってきた。99年には、21世紀新生新宿みんなの会を母体に、「区民が主人公の新宿をつくるみんなの会」を結成し、区長選挙に新宿民商会長の若月幸夫氏を擁立した。争点は、福祉教育予算削減、ゼネコン優遇政治の継続か、転換かにあった。区労連は、「みんなの会」事務局に2名の専従を送り、宣伝活動の先頭に立った。区労連12,000名組合員のうち、3,000名が選挙活動に取り組んだ(99年11回大会議案書)。新宿における諸階層共同の結節点に新宿区労連は位置しており、90年代の区労連の国民的課題の運動の一つの到達を示していた。

2) 政策制度要求闘争

①社会保障改悪反対運動

労働組合の独自の政策制度闘争では、この時期、以下のような社会保障改悪反対の取り組みがなされている。94年に、年金問題で、国民春闘共闘委員会の年金改悪阻止のビラを4万枚配布している。この活動には都庁職労組が積極的に協力している。94年5月には年金問題で紙芝居を使い、医療問題では桧山副議長(慶応労組四谷支部)の講演による『ゆるすな!年金・医療改悪学習決起集会』を開催、94年の4.20年金ストには、都庁労組が参加している(94年6回大会議案書)。国民医療を守る闘いでは、『いま、国立病院は・・・』パンフの普及、国立医療センターへの請願行動が展開されている(95年7回大会議案書)。

②行革批判

97年、区労連構成団体である特殊法人労連・育英労は行革キャンペーンに対して、国会議員要請、大衆行動を展開した。育英労は『行革鑑定団』などのパンフも作成、住民にも大量普及している。こうした取り組みに区労連も刺激され、泊まり込み合宿で橋本行革批判の学習会を行い、97年2月には、橋本行革反対の大宣伝行動(58名参加)を新宿西口で行った(97年9回大会議案書)。小さな政府批判、ニセ行革批判の運動が、この時期、活発に展開されている。

③労働法制改悪反対闘争

97年、労働法制改悪の動きが強まる情勢のなかで、『「女子保護」規定改悪許さず、実効ある均等法の改正を求める新宿連絡会』が結成された。新宿区労連、都職労本庁支部、新宿区職労、新婦人新宿支部、東京法律事務所がよびかけ団体になった。97年10月23日に学習交流集会「どこへ行くの労基法の見直しは・・・」(講師:全労働東京基準支部・村松委員長)を開催している(97年9回大会、98年10回大会議案書)。新宿の労働運動は労働法制問題に敏感であるが、ここでもその背景には、新宿の法律事務所の存在がある。そこで常に労働法制改悪問題への鋭い問題意識が醸成され、それが区労連にも波及するという相互関連がある。新宿の法会労(法律会計特許一般労働組合)の組合員の役割も大きかった。

④新宿社保協の結成

政府が社会保障の全面改悪=受益者負担・自助自立攻撃を本格的に加えてくる中で、改悪に反対する地域社保協の確立が多く地域住民・団体から求められていたが、1996年2

月、東京土建新宿支部が中心となって結成された。会長は庄司博一氏（労働経済研究所所長）、事務局長に高橋実氏（東京土建新宿支部）、そして副委員長に区労連の高橋博氏が選出された。（96年8回大会議案書）。結成総会では、「個々がバラバラに闘うのではなく、横のつながりを大切にして大きな組織へと発展させよう」と意思統一された。

⑤政策制度要求と対自治体交渉

90年代、政策制度要求に関連して、新宿区に対し次のような働きかけと交渉がなされた。92年3月に東京春闘共闘会議の方針に基づいて、区議会に労働基準法の抜本改正と最賃の改善について陳情書を提出している（92年4回大会議案書）。また労働者要求との関連で、都庁移転のため殺人的なラッシュに拍車がかかり、都庁職員特に女性職員の中に出勤拒否シンドロームがでていることから、行政責任でJR新宿駅へ安全対策を講ずる申し入れをするよう要請が行われた（92年4回議案書）。労政事務所交渉（1990年議案書）も行われている。この時期の対区交渉の特徴は、労働組合独自の対自治体要求が十分に整理されず、系統的に追求されていない点にある。そのことは、この時期の対自治体交渉が区労連単独ではなく、他の諸階層、諸団体との共同の交渉のみであった点とも関連する。

⑥90年代の政策制度要求闘争の到達と課題

90年代は、国民的課題の取り組みに比べて、労働者階級の独自の政策制度闘争の位置づけは低かった。また、政策制度要求闘争が、行革反対運動、労働法制反対運動としては実践されているが、労働者保護の積極的な制度形成への働きかけという点では、問題意識も行動も弱かった。制度形成へ向けた自治体との区労連独自の交渉も行われていない。ただし、上述の運動の蓄積が、2000年以降の新方針とその実践を支える土台となっている側面も見逃してはならない。

3) 政策制度要求・国民的課題の取り組みと学習活動

①学習会の特徴

政策制度要求・国民的課題の取り組みは、企業別組合の自然成長性からは生まれない。区労連の特徴は、学習を重視して、目的意識的に大衆闘争を推進したことにある。とりわけ、年に二回の泊り込み学習会は注目される。学習のテーマは大きく言って以下に分類できる。

▼国民的課題——平和と民主主義の学習

新宿区労連は国民的課題の取り組みを、組合員学習によって強化してきた。平和と民主主義の取り組みについては、例えば金子勝（立正大学教授）『連立政権の野望と歴史的流れ』（94年第8回泊り込み学習会）、区労連結成10周年「憲法シンポジウム」（記念講演・金子勝）などで学習・討論なされている。憲法問題が重視されている点も注目される。

▼臨調行革、財界の国家戦略をめぐる学習

国鉄問題、第二臨調行革問題を財界の国家戦略としておさえ、学習と討論を蓄積しているのも90年代の特徴である。立山学氏による『民営化攻撃下での95春闘』（95年第10回泊り込み学習会）、『94年体制の崩壊がはじまった。「革新の時代」への転換を新宿から準備しよう』などの講演では、小さな政府論・新自由主義が批判されている（95年7回大会議案書）。『橋本「行革」「規制緩和」にどう国民的な戦線を構築して闘うか』シンポジウム（立山学、金子勝、牛久保秀樹、柳沢淳特殊法人労連議長）（97年泊り込み学習会）の試みもある（97年9回大会議案書）。

▼政策制度要求に関する学習

政策制度要求、社会保障闘争については、以下のテーマで学習会がもたれている。92年6月「看護婦闘争の教訓」高橋博女子医大労組委員長（4回大会議案書）、96年2月区労連幹事会学習会「介護保険構想と医療改悪」檜山慶応労組副委員長（96年8回大会議案書）、区労連女性センター主催学習会「どうなる、どうする働くルール」講師・今野久子弁護士（東京法律事務所）（97年第9回大会議案書）などである。政策制度闘争に関連して、国際的視野からの学習が、すでにこの時期に始まっているのも特徴である。ILOへの関心も高く、この時期にすでに牛久保秀樹弁護士を講師に討論が行われている。92年6月の学習会では、同じく牛久保弁護士による「ILO条約批准論」の講義が行われている。国際的視野、後のヨーロッパ労働運動との比較史的アプローチも、すでにこの時期に始まっている。

②地域の組合活動家たち

90年代は、国民的課題、政策制度要求で行動する地域の組合活動家たちが層として区労連に存在していたと考えられる。その数は、泊り込み学習会の参加者数を目安とすれば、60人にも達している（泊まり込み合宿の参加者は90年代は恒常的に60人）。このように組合活動家が学習・交流の中で共通の課題意識の下に形成されている点に、新宿区労連の強みがあると思われる。

4) 90年代の位置

90年代の区労連運動には、次のような特徴がある。第一は、労働者の独自の政策制度要求闘争よりも、国民的課題の取り組みを中心に活動が展開されてきたことである。新宿の諸階層との連携が重視され、共闘組織、区長選挙でも諸階層との共同の要の役割を果たしている。第二に、労働者固有の政策制度要求闘争については、個別には運動が展開されているものの、区労連として明確な運動戦略をもって位置づけられてきたとは言いがたい。第三に、運動の担い手については、法律事務所勤務する労働者、育英労などの実践が、区労連に刺激を与えていることである。さらに、この時期の実践、学習討論の蓄積の中で、新自由主義に対抗する戦略的方針が準備され、同時に、国民的課題・政策制度闘争を実践する地域組合活動家のネットワークが形成されていくことも注目される。それが2000年以後、新しい運動のなかに生かされていくことになる。

（2）2000年以降の政策制度要求闘争、国民的課題の取り組み

1) 政策制度要求闘争の位置づけの明確化——新自由主義に対抗する新しい労働運動へ

①新方針と政策制度要求闘争

1999年～2001年にかけて新宿区労連は今後の労働運動のあり方についての根本的な議論を重ね、2001年大会で「21世紀の戦略課題と2001年の基本方針」として定式化した。そこでは「小泉「構造改革」＝第二臨調路線との闘いを、あらゆる課題の土台となる闘いと位置づけて、闘いを強化」し、「未組織労働者の組織化を21世紀の戦略的課題と位置づけ、その具体化の一步である「新宿一般」労組の拡大・強化、本格的な未組織労働者の組織化の推進」を提起した。さらに「未組織労働者をはじめすべての労働者を視野に入れた運動として、労働条件の底上げ、権利の拡充」、その具体的な取り組みとして「これまで企業内の労働組合の主要な課題からはずれていた社会保障闘争や最低賃金の引き上げなど、制度を改善することによって労働条件の改善がはかれる取り組みに光をあてて運動」をす

すめることを提唱した。こうして、新自由主義改革に対抗する政策制度闘争の独自の位置づけが、はじめて明確に定式化されたと考えられる。

この時期の政策制度闘争論の具体的な中身としては、最賃引き上げ、社会保障の拡充、解雇規制法の立法化が重視されている。ヨーロッパにおける「同一労働同一賃金」「解雇規制」「残業規制」「有給休暇」「失業保険・職業訓練」の達成をふまえ（04年議案書）、ヨーロッパ並みの労働条件を実現するためにも、政治変革が必要だとの提起がなされている。そして「ILOなどの国際労働基準を学び、遅れた日本の労働条件の改善や権利の拡充」をめざすなど、国際的視野での運動も提起されている。

②方針確立の運動的背景

こうした新方針、政策制度闘争の独自の位置づけの背景には、80年代以来の行革批判、国鉄問題への取り組みの蓄積がある。注目されるのは、国労支援の経験から、80年代以降の臨調行革路線との対決が戦略的課題となってきたことである。区労連の場合、臨調行革路線との歴史的関連で、新自由主義を把握する特徴がある。これは、2000年以降の新自由主義的構造改革と正面から対決していく方針の前提となる情勢認識である。こうした認識が新たな労働運動を生み出す一つの条件になったと考えられる。

2) 政策制度要求闘争の新展開

①区議会への要請

こうした「すべての労働者を視野に入れた運動」という基本方針を背景に、区労連は2001年3月に、新宿区議会に、国への意見書採択を求める6本の陳情書を提出した。「解雇規制法の制定」「パート労働者の時給を1,000円以上に」「サービス残業をなくす法律の制定」「緊急雇用特別交付金事業の改善・継続」「労働時間の男女共通規制」「介護労働者の待遇改善」という内容である。国への意見書としては共産党の賛同しか得られなかった（2001年13回大会議案書）。この実践は、新方針の下での政策制度要求運動の一環として意味があった。しかし同時に、この時期の区労連の視野は、基本的に国政への働きかけが主要なものであった。自治体への働きかけも、あくまで国政の窓口としての位置づけにとどまった。この認識は、2007年頃に転換することになる。

②年金ストライキへの参加

全国的な運動としては年金ストへの参加が注目される。2004年に全労連から4.15年金ストの提起がなされたが、区労連は「新生新宿をつくるみんなの会」に結集している諸団体とともに、4月15日に、年金改悪反対デモ行進（2004年第14回大会議案書）を行った。この時期の全労連の年金ストの提起は、政策制度闘争、社会保障闘争を戦略的に重視し始めた区労連の方針と合致したものである。しかしその後、ナショナルセンターによる、政策制度闘争を視野に入れた全国ストの提起はなされていないのが現状である。

③社会保障運動の取り組み

▼生存権裁判と大久保病院をよくする会

区労連の政策制度闘争における近年の特徴は、社会保障に関する社会運動と区労連との新たな連携が生まれことである。その一つが生存権裁判である。それは生活保護を受給している高齢者に対して、政府がさらに生活保護を切り下げるという憲法25条（生存権）に違反する行為を行ってきたため、生活保護を受けている高齢者が国を訴えた裁判である。原告団長が新宿区在住であることもあり、区労連はこの裁判闘争支援を位置づけ、代表委

員と事務局次長を役員に出して支えている。

もう一つは大久保病院をよくする会の運動である。大久保病院は 2005 年まで東京都が運営していた都立病院であったが、石原都政の新自由主義政策によって、公社化へと経営形態が変更された。それにより儲け最優先になり、路上生活者が診療を受けられなくなった。職員の人数も減らされ、長時間労働と労働強化が激しさを増し、医療の質の低下も懸念されている。このような状況に対し、地元の住民や生活と健康を守る会などが中心となり、「大久保病院をよくする会」を発足させ、住民運動を行っている。区労連も加盟組合の大久保病院分会とともに地域に根ざした病院を守るために、役員を配置して宣伝行動や署名運動に取り組んでいる（2008 年 20 回大会議案書）。

▼社保協

こうした状況のなかで、新宿の社保協運動の発展が求められている。社保協は現在、生活と健康を守る会、土建新宿が中心となっている。区労連としては、構成団体である新宿年金者組合以外は、関わりが不十分であるのが現状である。2008 年大会議案書では「本格的に社会保障闘争に取り組む構えが出来ていない」と総括され、その要因として「労働組合の組織の弱体化」が指摘され、「社会保障闘争の意義は理解できても、実際に行動や学習会に参加したりすることが、長時間労働や労働強化によってできない状況」と分析されている（2008 年 20 回大会議案書）。新宿区内の単組が、企業別組合の限界のなかで、社会保障闘争を本格的に位置づけることができないという問題もある。

また、現状の社保協運動は、生活と健康を守る会、土建が中心であるため、老人福祉問題が中心になる側面がある。そのこと自体は重要な課題であるが、勤労者を広範にカバーする社会保障運動が組織される必要があり、そのために社保協のあり方について新宿区労連が積極的に意見を提起し、イニシアティブを発揮していくことが課題となっている。

④政策制度闘争と対自治体交渉

▼自治体の位置づけの深まり、明確化

対自治体政策制度闘争に関わって 2007 年以降、大きな前進が見られた。重要なのは、2006 年頃、区労連において自治体への働きかけの位置づけが明確になったことである。2000 年の方針転換で「すべての労働者を視野に入れる」ことを目指したものの、区労連の力量が小さいなかで、どうしたら地域に働く労働者全体に労働組合運動の影響力を広げていけるか、模索が続いていた（2009 年 21 回大会議案書）。そこに、新しいアメリカ労働運動のインパクトが加わる。『新世紀の労働運動』（グレゴリー・マンツォス編、戸塚秀夫監訳、緑風出版、2001 年）を屋代事務局長が学んだことを契機に、アメリカのリビングウェイズ運動の影響を受け、自治体の条例で最賃引き上げをする方向から強い示唆を受けることになった（アメリカ労働運動については 2003 年 15 回大会議案書に言及されている）。同時期の公契約条例の動きにも影響を受け、また新宿の「タバコ条例」の規制力からも触発され、賃金底上げ条例と監督行政による規制を求める方針を確立した。

▼新宿区への要請・区からの応答

○「区内のすべての労働者を視野に入れた労働条件底上げ要請書」

そうした方針の下に、2007 年 5 月、新宿区労連と新宿一般は、新宿区長・中山氏にあてて「区内のすべての労働者を視野に入れた労働条件底上げ要請書」を提出（2007 年議案書）、さらに 2008 年 4 月 22 日には、新宿区の中山区長に対して「貧困と格差是正にむけ

た要請書」を提出した。2008年の自治体要請は、区労連や新宿一般の影響の及ばない区内に働く労働者に対して、労働条件の底上げを条例制定による改善を目指したものだ。要請内容の柱は、「残業規制の条例制定について」「最低賃金条例（時給1,300円以上）について」「均等待遇条例について」「非正規雇用の実態把握について」「公契約条例（時給1,300円以上）について」「労働相談窓口の設置について」「労働時間短縮にむけた国への働きかけについて」であった。これへの5月28日の中山区長からの回答は、条例制定については否定したが、「労働者が働きやすい環境づくりに努めます」として、「労働意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、若年就業者、高齢者などにたいする就労の機会を増やし支援していくことが重要」であり、区の委託先についても「労働環境の実態を把握したうえで、適正な賃金確保などについて、順次、協定やプロポーザル（提案）の項目を入れていく」という前向きな姿勢を感じさせるものであった（2008年20回大会議案書）。

○「緊急！雇用対策に関する要請」——新宿区の対応の変化

自治体への積極的な要請行動は2009年にも継続される。景気悪化を理由に解雇され、住まいも失い、医療も受けられない深刻な問題を抱えた派遣労働者が区労連に相談にきたことが契機となった。緊急になんらかの対策を講じる必要があると考え、緊急の雇用・住宅・医療対策の支援要請を区に求めた。新宿区は区労連側の要請を受け止め、区労連の要請から数日後、区としての緊急雇用対策（住宅・雇用対策）を広報でまとめた発表した。この広報の内容も、前向きで建設的な対応だった。雇用対策では①総合相談窓口を開設する、②離職退去者への緊急居住支援、③委託事業の拡充による雇用創出、④雇用創出につながる非常勤職員の新設・拡充、など予算と雇用人数を具体的に明らかにした（2009年第21回大会議案書）。

▼対自治体交渉の特徴

労働組合運動独自の対自治体要求が位置づけられ、しかも区労連単独で交渉が行われている点が特徴である。新宿で働くすべての労働者を対象とする政策制度要求運動である点で注目される。ここに対自治体政策制度要求運動の発展が見られる。

3) 国民的課題の取り組み

①平和と民主主義の課題——憲法擁護、イラク反戦

2000年以降は、日本の軍事大国化と改憲の危険性が具体的に進行する時期であった。この時期、区労連は、平和と民主主義の課題を正面から位置づけ活動を展開している。有事法制反対の一点での共同行動、イラク戦争反対の共同行動（2002年第14回、2004年第16回大会議案書）がその典型である。また日本の青空チケット300枚普及、日本の青空上映会（2007年第19回、2008年第20回大会議案書）などの実践もなされている。

②平和と民主主義を推し進める新宿連絡会

こうした活動が展開される一方、新宿平民連は2006-7年、事務局体制が崩れ活動が停止状況にあった。2008年新たな体制も確立して再出発をはかった（2008年第20回大会議案書）。再び区労連も、運営に継続的にコミットしている。2009年5月には「ソマリア問題と自衛隊の海外派兵問題学習会」を行った。

③みんなの新宿をつくる会の活動——共闘組織の性格の変化

地域の階層を越えた共闘組織のあり方に2007年、変化が見られる。「後期高齢者医療に

反対する共闘組織をつくりたい」という東京土建新宿支部の活動家の強い要求が区労連に出されたことが大きな契機となり、それを受けて「21世紀新生新宿をつくる会」の事務局会議を開き、活動を再開、心機一転、名称も「みんなの新宿をつくる会」に改めることになった（2007年12月結成）。構成団体は東京土建新宿支部、新宿民主商工会、新日本婦人の会、生活と健康を守る会、共産党新宿地区委員会、区労連である。2008年には後期高齢者医療制度反対運動の取り組みを行い、また6月には90名の参加で「社会保障問題と政治の責任」と題しての学習会を開催した（2008年20回大会議案書）。

さらに地域からの大衆運動を起こして政治を変えようと取り組みを続けている。2008年12月2日にはマイケルムーア監督の映画「シッコ」を牛込タンスホールで一日3回に渡って上映会を行い500名が参加した。他にも「世直し！練り歩き地域宣伝」（戸山ハイツ～新宿駅東口）と「街頭労働相談活動」（新宿駅東口）、「世直し街角宣伝」、「チェンジ！政治、チェンジ！暮らし、立ち上がろう6.19怒りの提灯デモ」に200名が参加、新宿社保協とみんなの会共同で「街角なんでも相談」（新宿駅東口）で70名が参加、30名に及ぶ職・住まいも失った労働者の相談に応じた。社会保障、生活問題を重視した運動に変化している点が注目される。この点は、区労連の方針転換が、住民共闘のあり方に影響を与えていることが見てとれる。格差貧困を地域政治の中心課題に据え、すべての労働者を保護する政策実現を目指す運動を階層横断的に組織する第一歩が踏み出されている。

④区長選挙での、候補者と区労連との政策協定

区長選挙の取り組みについては、2007年にはじめて区長候補と政策協定を結んだ。その内容は、①正規と非正規の格差を縮める「均等待遇条例」の制定、②東京都の最賃を上回る「新宿版リビングウェイジ」条例の制定、③労働時間の短縮、時間外割増率の引き上げ、年次有給休暇の計画取得の実施などを求める国への意見書、④公契約における適正単価（公正な賃金を保証）が盛り込まれた「公契約条例」の制定、⑤区役所・出張所窓口で労働相談窓口を設置する、という内容だった。そして、これまでの区長選と異なり、要求実現をめざすための選挙戦と位置づけて、3回の統一行動を行った（2007年第19回大会議案書）。

⑤「すべての労働者を視野に入れた」実践と潮流を越えた共同行動

労働組合の共同という点でも変化してきている。区労連は、労働法制の大改悪と労働者犠牲の「リストラ」法の相次ぐ制定のなかで、「ナショナルセンターの違いに関係なく」「地域のローカルセンターの役割として、一致する要求・課題での共同行動を地域の労働者・労働組合に幅広くよびかけ実践」することを提起している（2002年第14回大会議案書）。

「すべての労働者を視野に」という取り組みのなかで、潮流を越えた共同行動の重要性が再認識されている点が重要である。それが、2002年以降、「雇用」「医療」「教育」の3課題共闘として具体化された。ここでは区内のあらゆる労組・団体に共闘の呼びかけが行われた。

4) 学習——労働講座と学習内容の変化

新方針の確立以降、学習の中味に変化が見られることも特徴的である。労働講座によって、すべての労働者を視野に入れた労働組合運動の重要性、労働法に関わる学習が重視されてきている（2002年第14回大会議案書）。講師集団に、地元新宿の法律事務所の弁護士が加わっている点も注目される。政策制度課題の重要性への認識が深まるテーマが多く学習会で位置づけられるようになった。また、ヨーロッパ労働運動についての学習が重視

されている点も注目される（2007年、宮前忠夫氏の講演）。2007年泊まり込み合宿でも、菅頭康夫氏からヨーロッパ労働運動について学ぶ重要性と最低賃金底上げ、公契約運動などの政策制度闘争の重要性が強調されている（2007年第19回大会議案書）。ただし、現在のところ、学習の中味は、労働法、労働組合論が中心であり、政策制度闘争、社会保障闘争そのものの学習は必ずしも十分とは言えない。労働講座などによって、新方針の方向へ不断の意識変革の取り組みがなされていることが注目される。

（３）取り組みの経過、現状からの今後の課題

1) 新宿区労連における政策制度闘争、国民的課題の取り組みの特徴

区労連の政策制度闘争、国民的課題の取り組みの経過と現状から何が浮かび上がってきたのか。区労連の場合、平和と民主主義など国民的課題の位置づけ、憲法問題への関心は一貫して高かった。しかし2000年以降の重要な特徴は、新宿一般を立ち上げていく過程のなかで、労働者階級に独自の政策制度闘争の位置づけを大きく高めていることである。政策制度闘争を実現させるための政治闘争の位置づけ直しが行われた。今後の課題は、社会保障闘争をさらに重視していくことであり、社保協と区労連との連携がいっそう重要となる。そして、その活動の土台には、やはり未組織を中心とした組織拡大がすえられる必要がある。

2) 対自治体政策制度要求の明確化

この間の区労連の政策制度闘争のもう一つの特徴は、対自治体要求運動の方向性が明確化したことである。労働者の労働条件を守る自治体の条例をつくることが重視されている点が重要である。今後、自治体労働者との連携を強め、自治体改革と労働運動との有機的関係をつくることが課題である。住民共闘を発展させるためにも、専門性をもった自治体労働者の積極的役割が求められる。

3) 区労連と共闘組織

新宿の共闘組織について、区労連は共闘組織のなかで国民的課題をとりあげつつ、労働組合独自の政策制度要求を組み入れ、実践し始めている。国民的諸階層の結節点としての役割と、労働者独自の要求の推進との二つを、後者を軸に統一して進めようとしていることが注目される。

4) 地域労働運動を担う組合活動家たち

区労連の基礎的な担い手は、地域労働運動の活動家たちである。その際、区労連を刺激し支えた構成単組の活動家の役割が注目される。例えば臨調行革・新自由主義政策と一貫して闘い、政策的にもリードしてきた育英労（学支労）、臨海開発反対闘争を牽引した都庁職、労働法制改悪反対をリードした法会労、そして印刷労働組合・・・etc があげられる。しかし、2000年以降、職場の困難により、区労連の構成単組が弱体化している。これをどのように再建するかが、明確な位置づけが与えられた政策制度要求闘争を発展させる上でも重要な課題である。また社会保障闘争などの政策制度闘争を、地域労働運動のなかにも具体化できる活動家を育成していくことも急務である。区労連は現在、地域労働運動の新しい活動家を、実践と学習運動のなかで生みだそうと努力している。今後の取り組みが注目される。